

貸金庫規定

1. (格納品の範囲および重量制限)

(1) 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
- ② 爆発物、銃刀等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
- ③ 破損しやすいもの

(4) 全自動貸金庫 1 個に格納することのできる重量は 20kg までとします。

2. (利用目的の確認)

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することはないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等などの適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 9 月末日までとし、契約期間満了日まで借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、1 年分を前払いするものとし、毎年 10 月の当行所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、普通預金請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月の翌月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

5. (鍵等の保管)

(1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会のうえ借主が届け出の印章または署名により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

(2) 全自動貸金庫、半自動貸金庫の場合は、貸金庫への入室と貸金庫の取出しに当行が発行する専用のカード（以下「貸金庫カード」）を利用する借主には、貸金庫カードと、その借主があらかじめ代理人を届け出ている場合は代理人カードを発行しますので、借主および代理人が保管してください。

6. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用して行なってください。

(2) 手動貸金庫

- ① 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開庫依頼書に届け出の印章または署名により記名押印または署名して提出してください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- ② 格納品の出し入れは、貸金庫のブース内または店舗内に設置された専用のブース内で行なってください。

(3) 全自動貸金庫

- ① 貸金庫室への入室にあたっては、専用入り口に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを通しまたは挿入してください。また、当行が求める場合は届出の暗証番号を入力してください。
- ② 貸金庫を取り出す場合は、貸金庫室のブース内に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを挿入し、届け出の暗証番号を入力してください。

- ③ 格納品の出し入れは、貸金庫室のブース内または当行所定の場所で行なってください。
- ④ 貸金庫の使用後は、施錠したうえ操作盤により格納操作を行なってください。

(4) 半自動貸金庫

- ① 貸金庫室への入室にあたっては、専用入り口に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを挿入し、当行が求める場合は届け出の暗証番号を入力してください。
- ② 貸金庫を取り出す場合は、貸金庫前室に備え付けの暗証入力装置に貸金庫カードを挿入し、届け出の暗証番号を入力、またはブース手前に備え付けのカード読取機に貸金庫カードを挿入してください。機種によっては、貸金庫前室または貸金庫室のブース内に備え付けの暗証入力装置に貸金庫カードを挿入のうえ届け出の暗証番号を入力し、カードキーを受け取って貸金庫の開錠操作を行ってください。
- ③ 格納品の出し入れは、貸金庫室のブース内または当行所定の場所で行なってください。
- ④ 貸金庫の使用後は施錠してください。また、機種によっては、施錠したうえカードキーを抜き取り、所定の場所に返却のうえ、貸金庫カードを受け取ってください。

(5) 停電、故障等により貸金庫カードを使用した開閉ができないときは、当行所定の貸金庫開扉票に氏名、届け出の暗証を記入のうえ貸金庫カードとともに提出してください。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、貸金庫開閉前に直ちに書面によって借主から当行に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届け出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 貸金庫の契約の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。貸金庫の契約後も、貸金庫の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が借主について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行に届け出てください。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に取引店に届け出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (貸金庫カード、鍵、印章の喪失時等の取扱い)

- (1) 貸金庫カード、正鍵もしくは、印章を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行なってください。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じてください。
- (3) 貸金庫カードを失った場合またはき損した場合には、当行所定の手数料を支払ってください。

10. (暗証照合、印鑑照合等)

- (1) 当行が貸金庫カードの電磁的記録によって、貸金庫開庫操作の際使用された貸金庫カードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫の取扱いをしましたうえは、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、窓口において貸金庫カードを確認し、貸金庫開扉票に記入された暗証と届出の暗証との一致を確認した場合および契約日から貸金庫カード交付の間に開庫する場合に、貸金庫開扉票に押印された印影と届出の印鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫した場合も同様とします。
- (2) 開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影または署名を届け出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしました場合もそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (3) 当行は開庫に使用される鍵について確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、届け出の印章、貸金庫カード、正鍵を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫カード、正鍵を当行に返却し、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、貸金庫カード、正鍵、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 実在しない名義による契約であること、もしくは契約名義人本人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき、または貸金庫カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- ⑥ 借主または代理人が、本規定や「反社会的勢力の排除に係る規定」等当行が別途定める各関連規定等に違反した場合
- ⑦ 借主が当行との取引を本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用した場合、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって借主について確認した事項、または第2条に定める利用目的の申出内容に関し、偽りがあることが明らかになった場合
- ⑨ 借主もしくは代理人が第2条に定める利用目的の確認に関する申告書を提出しない場合

⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用された、またはそのおそれがあると当行が認めるなど、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

⑪ ①から⑩までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて借主が指定した預金口座から引落しすることができるものとします。

(4) 第1項または第2項の明渡しに3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(5) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないうときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行から請求がありしだい支払ってください。

13. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

14. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

15. (譲渡、転貸等の禁止)

(1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

(2) 貸金庫カード、正鍵についても譲渡、転貸または質入することはできません。

16. (規定の改定)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとし、この変更等によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

以上

2026 年 2 月 1 日

反社会的勢力の排除に係る規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

みずほ信託銀行（以下、当行という）との各種預金取引その他の取引や当行が提供する各種サービス等（以下、これらの取引やサービスを総称して「取引」といい、取引にかかる契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2項各号の一にでも該当すると当行が判断する場合には、当行は取引の開始をお断りするものとします。

2. (取引の停止、口座の解約)

次の各号に一にでも該当すると当行が判断し、お客さま（この規定においては取引にかかる代理人および保証人を含みます。以下同じ）との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はお客さまに通知することなく取引を停止し、またはお客さまに通知することにより原契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合は、その損害額を支払っていただくものとします。

- ①お客さまが取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他A～Dに準ずる行為

3. 本規定は、原契約に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。